



ふれあいプラザだより

神崎町二十歳のつどいのお知らせ

- ▶日 程 令和7年1月12日㊤
- ▶会 場 神崎ふれあいプラザ
- ▶内 容 二十歳を祝う式典
- ▶対象者 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方で神崎中学校卒業生及び神崎町在住の方
- ▶問合せ・申込み 教育委員会社会教育係 ☎㊤1601



図書室カレンダー

2024年 12月

● は休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025年 1月

● は休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

☆開館日・時間 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時

～「誰か」のことじゃない～

第76回人権週間

昭和23年12月10日、国連総会において、全ての人民と国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。この日を最終日とする人権週間としてさまざまな活動を行っており、この人権週間をきっかけにみなさんも人権について考えてみませんか。

- 子どもの人権を守ろう
- 外国人の人権を尊重しよう
- いじめをなくそう
- 障害や病気を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 家庭や職場で起こるハラスメントをなくそう

皆さんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題で悩みごとがありましたら、下記法務局等へ遠慮なくご相談下さい。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に電話相談下さい。

相談窓口

- 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 千葉地方法務局香取支局 ☎㊤3391